

防府市私道改良工事補助金交付要綱

平成5年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市道路線編入基準に関する規程(昭和52年防府市訓示第2号。以下「規程」という。)第4条第1項に規定する道路の改良工事に要する経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の道路)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内で、次の各号の一に該当する道路について、その改良工事を行うものに対し補助金を交付することができる。

- (1) 規程に適合するものであること。
- (2) 当該道路の沿線に土地・建物ともに5戸以上の所有者があるもの。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1路線に要する工事費(200万円を超えるものについては、200万円を限度とする。)の5割以内とする。

2 前項の工事費には、用地費は含まないものとする。

(維持管理)

第4条 道路の維持管理は、市道認定されるまでの間は、関係地区住民の責任において行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地権者並びに地元関係者の寄附同意書及び工事施工同意書(第2号様式)
- (2) 見積書
- (3) 位置図、設計図及び地籍図

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、当該補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するも

のとする。

2 前項の決定には、必要により条件を付することができる。

(補助金の交付等)

第7条 申請者は、工事が完了したときは、速やかに事業完了報告書（第4号様式）に完了写真を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業完了報告書の提出があった場合においては速やかに検査を行ない、検査合格後、請求のあった日から30日以内に申請者に対し補助金を交付する。

(補助金の交付の取消)

第8条 市長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 不正の行為により補助金を受けようとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該申請者に対して、期限を定めてその返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

(地区) 自治会

申請者代表

住 所

氏 名

連絡先()

私道改良工事補助金交付申請書

下記の道路で施工する改良工事について補助金の交付を受けたいので、防府市私道改良工事補助金交付要綱第5条の規定に基づき必要な書類を添えて申請します。

記

工事予定道路の所在	防府市
市道編入予定の区域	始点：防府市 地先から
	終点：防府市 地先まで

(添付書類)

- 1 同意書 (第2号様式)
- 2 見積書
- 3 位置図、設計図及び地籍図

第2号様式

同意書

年 月 日

申請に係る土地について改良工事を行うこと及び市道への編入に際し土地を寄附することについて同意します。

地権者・関係者	住 所	氏 名	印	摘要

私道改良工事補助金交付申請の内容について関係する自治会長に説明済みです。
※説明の実施状況を確認するため□にレ印の記入をお願いします。

第3号様式

第 号
年（ 年） 月 日

様

防府市長

私道改良工事補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、下記
のとおり交付を決定しましたのでお知らせします。

記

私道改良工事補助金交付額	円
（補助対象工事費	円）

第4号様式

事業完了報告書

年 月 日

(宛先)防府市長

申請者代表

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった
私道改良事業について、下記のとおり工事が完了しましたので、完了写真を添
えて報告します。

記

- 1 事業の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付資料 完了写真